

業務用 BGM サービス契約約款

第 1 章 総則

(約款の適用)

第 1 条 株式会社USEN(以下「当社」といいます。)は、業務用 BGM サービス契約約款(以下「本約款」といいます。)を定め、これにより本サービス(第 3 条に定義します。)を提供します。

(約款の変更)

第 2 条 当社は、本約款(別紙 料金表を含みます。)を改定することがあります。この場合において加入者は、変更後の約款(別紙 料金表を含みます。)の適用を受けるものとします。

(用語の定義)

第 3 条 本約款において使用する用語は、法において使用する用語の例によるほか、それぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
① 本サービス	当社が有線または無線の電気通信設備により提供する、当社と BGM サービス契約を締結した者が受信できる業務用有料 BGM サービスおよびそれに付帯するサービスの総称
② 本コース	受信できる番組の組み合わせ、数、および利用料等が異なる当社が定める本サービスのコースの総称
③ SOUND PLANET	通信衛星を用いた無線電気通信設備により提供する、本サービス名称の一つ
④ SOUND PLANET-i	BGM サービス契約とは別契約の有線電気通信設備により提供する、本サービス名称の一つ
⑤ USEN440	同軸ケーブルを用いた有線電気通信設備により提供する、本サービス名称の一つ
⑥ データ放送	本サービスの番組内容をデジタルデータで放送する本サービスの付帯サービスの一つ
⑦ BGM サービス契約	本サービスの提供を受けるために、本約款に同意のうえ、当社に申込み、当社が承諾することで成立する契約
⑧ 加入者	当社と BGM サービス契約を締結した者
⑨ 加入申込者	当社に BGM サービス契約の申込みをする者
⑩ 対象店舗	BGM サービス契約に基づき本サービスの提供を受ける店舗、および施設等
⑪ 加入申込書	当社に BGM サービス契約の申込みをする時に当社所定の情報を通知するために用いる書面
⑫ 加入申込	加入申込者が加入申込書にて BGM サービス契約の締結意思を表示する行為
⑬ チューナー	当社が加入者に貸与する本サービス専用受信機(付属品を含

	む)
⑭ 本放送用設備	当社が本サービスを提供するために使用する機械、器具、およびその他の設備（チューナー、および音響機器等を除く）
⑮ 音響機器等	加入者が本サービスを受信するために自ら所有し、設置するアンプ、スピーカー、およびその配線等
⑯ バンド	本サービス放送番組の集まりの総称

第2章 契約

（業務の一部委託）

第4条 当社は、本サービスを提供するにあたり、BGM サービス契約の申込みの取り次ぎ、料金の請求、料金の徴収、およびその他の業務を当社が別途指定する者に委託することがあります。

（契約の単位）

第5条 加入申込者は、対象店舗かつ各サービスごとに加入申込をするものとします。

（契約の成立）

第6条 加入申込者は、加入申込みにあたり、前二条に従い対象店舗名称、対象店舗住所、本サービスの種類、本コースの種類、利用開始希望日、料金の支払方法、およびその他当社所定事項を加入申込書に記入または入力するものとします。

2 BGM サービス契約は、加入申込者が前項に従って加入申込をし、当社がその内容を確認、加入申込の承諾をすることにより、当社が承諾した日（以下「契約日」といいます。）をもって成立するものとします。

3 当社は、前項の定めに従い加入申込を承諾した場合、その旨、および契約日を、当社所定の方法により加入者へ通知します。

4 当社は、加入申込者が次の各号に掲げる場合、加入申込を承諾しないことがあります。

① 加入申込者が本約款および BGM サービス契約に基づいて支払うべき料金の支払いを怠るおそれがあると当社が判断したとき

② 加入申込者が著作権および著作隣接権を侵害するおそれがあると当社が判断したとき

③ 加入申込者が BGM サービス契約に違反するおそれがあると当社が判断したとき

④ 本サービスを法令に反する目的で使用するおそれがあると当社が判断したとき

⑤ 本条第1項の申込みに際し、虚偽の事実を通知したことが判明したとき

⑥ 本サービスの提供が困難と当社が判断したとき

⑦ 加入申込者がこれまでに当社との間で締結した契約に基づく債務の履行を怠った、またはその他当社に損害を与えた事実が判明したとき

⑧ その他、当社の業務遂行上著しい支障があると当社が判断したとき

5 当社は、前項の規定により本サービスの加入申込みを承諾しない場合、その加入申込者に対し、当社所定の方法によりその旨の通知をします。

6 BGM サービス契約に本約款と抵触する定めをした場合、当該 BGM サービス契約に定める対象店舗は、BGM サービス契約の定めが本約款に優先して適用されるものと

します。

(契約内容等の変更)

- 第7条 加入者は、前条第1項で記入または入力した加入申込書の内容等、BGM サービス契約に変更が生じたときは、当社所定の方法により遅滞なくその旨を当社へ届け出るものとします。
- 2 当社は、加入者から前項に定める届出があった場合、その届出に前条第2項から第5項までの規定を準用します。
 - 3 本サービスの契約内容等の変更の取り扱いについて、別紙 料金表および加入申込書に特段の規定がある場合は、その規定を適用します。
 - 4 当社は、加入者が本条第1項の届出を怠ったことにより生じた損害については、一切の責任を負わないものとします。

(契約の有効期間)

- 第8条 BGM サービス契約は、第6条第2項に定める契約日から効力を有し、第10条第3項に定める利用開始日から2年後の月末日をもって効力を失するものとします。但し、効力の失する日の1ヶ月前までに加入者または当社から当社所定の方法で更新拒絶の意思表示がない限り、BGM サービス契約は、更に2年間自動的に更新されるものとし、以後同様とします。
- 2 前項に基づく BGM サービス契約の有効期間内において、本サービスの提供を受けるに十分な状況下であるにもかかわらず、第12条または第15条により本サービスを利用できない期間がある場合、その期間に相当する月数分は、その有効期間に加算し、延長されるものとします。

第3章 本サービスの提供および受信

(本サービスの提供)

- 第9条 当社は、BGM サービス契約の有効期間中本サービスを1日24時間、週7日、対象店舗に提供します。但し、本放送用設備の不具合、メンテナンス、およびその他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではなく、当社は、本サービスの提供を休止することがあります。

(チューナーの設置等)

- 第10条 当社は、BGM サービス契約に基づき、チューナーを加入者へ貸与により提供します。チューナーの貸与の条件は、当社が別途定めるものとします。
- 2 加入者は、音響機器等を通して本サービスを聴取するものとします。
 - 3 当社は、チューナーを対象店舗内の加入者が指定する場所に設置します。(以下、チューナーの設置が完了した日を「利用開始日」といいます。)
 - 4 チューナーの設置や本サービスの聴取のためにブースター等の補助器具を必要とする場合においては、その費用は、加入者が負担するものとします。
 - 5 加入者は、本サービスの聴取において一切の法令（消防法を含みますが、これに限りません。）を自らの費用と責任において遵守することを当社に保証するものとします。
 - 6 当社は、本放送用設備を設置するために、加入者が所有、賃借または占有する土地、建物、構築物等を何らの対価を生じさせることなく使用できるものとします。

- 7 加入者は、前項の使用に関し利害関係者(対象店舗が所在するビルの所有者、管理者等を含みますが、これに限りません。)がある場合、事前にその者から必要な承諾、合意等を適切に得るものとします。また、加入申込者(または加入者)と利害関係者との間に何等かの紛争が生じた場合においては、当社は、当該利害関係者と交渉等を行うなど、当該利害関係者に対し、何らの義務も有しないものとします。

(チューナーの管理等)

第11条 加入者は、チューナーを自己の責任で維持、管理するものとします。

- 2 加入者は、チューナーを動作させるために必要な電気料金その他の費用を負担するものとします。
- 3 加入者の責に帰すべき事由によると当社が判断するチューナーの毀損、滅失、盗難等があった場合、加入者は、別紙 料金表に規定するチューナー紛失手数料を当社に支払うものとします。

(本サービスの障害)

第12条 加入者は、本サービスを正常に受信できない等障害が発生した場合、音響機器等に故障または不具合がないことを確認した上で、その旨を当社に通知するものとします。

- 2 当社は、前項の通知があった場合、速やかに障害の原因を調査するものとします。
- 3 当社は、前項に基づく調査の結果、チューナーもしくは本放送用設備に修理または交換が必要と認めた場合、当社所定の方法によりそのチューナーもしくは本放送用設備の修理または交換をするものとします。なお、この場合、加入者は、次の各号を予め承諾するものとします
 - ① 障害の解消にチューナーの交換が必要となった場合、交換後のチューナーは、交換前と同じ仕様の別のチューナー、または同等の機能を有する仕様の異なるチューナーとなる場合があります。
 - ② チューナーまたは本放送用設備の故障の原因が加入者の責任によるものと当社により確認できた場合(音響機器等の不具合が原因であった場合を含みます。)、その調査、および障害解消に要した稼働費(対応した人員の日当および交通費等を含みます。)並びに故障したチューナーもしくは本放送用設備の修理または交換に係る費用を、当社の請求に従いお支払いいただきます。

第4章 料金

(料金および支払)

第13条 加入者は、当社が別紙 料金表に規定する初期費用、利用料およびその他費用を当社に支払うものとします。

- 2 当社は、加入者が支払わなければならない初期費用、利用料、およびその他費用を、加入申込み時に加入申込者に通知するものとします。
- 3 当社は、支払われた初期費用、利用料、およびその他費用を本約款に特段の規定がある場合を除き、返還いたしません。
- 4 加入者は、各種手続きの実施を申請する場合、別紙 料金表に定める手数料を支払うものとします。
- 5 加入者は、第2条の定めに従い本約款が改定され、利用料の改定が行なわれた

場合、既に支払った利用料（以下「前払い利用料」といいます。）と改定された利用料との過不足を当社からの請求に従い改定後利用料の適用開始日の属する月の末日までに精算するものとします。なお、利用料の値下げの改定の場合、前払い利用料の余剰は、次回以降の利用料の支払いの一部に充当し、債権債務が対当額をもってそれぞれの発生日にて相殺されることを加入者、当社は予め合意するものとします。

- 6 加入者からの申出により、本サービスの種類または本コースの種類を変更した場合の前払い利用料と変更後の利用料との過不足についても、前項と同様の扱いとします。

（延滞利息）

第14条 加入者が支払うべき初期費用、利用料、およびその他のBGMサービス契約に基づく金銭債務に関し、当社が定める支払期日を1ヶ月超えても加入者が支払わない場合、当社は、支払期日の翌日から起算して支払われた日の前日までの間について年14.5%の割合で計算した額を延滞利息として、加入者に対し請求できるものとし、加入者はその請求に従いそれを支払うものとします。

（一時提供休止）

第15条 加入者は、本サービスを次の各号に従い、一時提供休止開始月の初日から一時提供休止終了（提供再開）月の前月末日まで一時提供休止することができます。

- ① 当社所定の方法で一時提供休止を希望する通知をすること
 - ② 前号に定める通知が、その休止を開始する月の前々月末日までにされていること
 - ③ 第①号に定める一時提供休止の開始日が、いずれかの月の初日であること
 - ④ 第①号に定める一時提供休止期間が月単位であること
 - ⑤ 前号に定める一時提供休止期間が6ヶ月以内であり、かつその期間を定めていること
 - ⑥ 別紙 料金表に定める一時提供休止手数料を支払うこと
- 2 加入者は、本サービスの一時提供休止を終了し、本サービスの提供再開を希望する場合または、当初の一時提供休止期間の更なる一時提供休止期間の延長を希望する場合、当社所定の方法で当社に一時提供休止終了（提供再開）月を通知するものとします。
- 3 当社は、一時提供休止を開始した月分から一時提供休止を終了した月の前月分までの利用料を加入者に請求しないものとします。
- 4 当社は、前項に定める利用料を請求しない期間に相当する前払い利用料がある場合、加入者から別段の申出がない限り、その前払い利用料を次回以降の利用料の支払いに充当します。
- 5 当社は、加入者が本条第2項に違反した場合、もしくは初めの一時提供休止月を起算とした12ヶ月間に累積して一時提供休止期間が6ヶ月を超過した場合、違反した事が判明した時点、もしくはその累積期間が6ヶ月を超過した日をもって、次の各号のと通りの対応をすることとします。
- ① チューナーの移動を伴わない場合、本サービスの提供を再開し、本サービスを再開した月分から利用料を請求します。
 - ② チューナーの移動を伴い、かつ本サービスを正常に受信できないと当社が判断した場合、そのBGMサービス契約を解除し、その旨加入者に通知します。
 - ③ チューナーの移動を伴い、かつ加入者が本サービスを正常に受信できると当社が判断した場合、本サービスの提供を再開し、加入者に本サービスを再

開した月分から利用料を請求します。

- 6 加入者は、一時提供休止期間中もチューナーを善良なる管理者の注意義務をもって管理するものとし、その期間中に滅失・紛失・盗難等が生じた場合、第19条の定め適用を受けるものとします。

第5章 契約の解除等

(加入者が行う契約の解除等)

- 第16条 加入者は、BGM サービス契約の解除を希望する場合、解除を希望する日が属する月の前々月末日までに、当社所定の方法により当社に通知しなければなりません。なお、当社は、加入者以外からの解除の通知は一切受け付けないものとします。
- 2 前項の場合において、加入者は当社が別紙 料金表に定める手数料および違約金を支払わなければなりません。

(当社が行う契約の解除等)

- 第17条 当社は、第21条各号に定める事項並びに加入者が本約款上支払うべき金員の支払いを怠った場合、およびその他本約款に違反した場合、相当の期間を定めた催告の上、加入者に対する本サービスの提供を終了し、BGM サービス契約を解除できるものとします。この場合において、加入者は、当社が別紙 料金表に定める手数料および違約金を支払うものとし、当社は、加入者の前払い利用料を払い戻しません。
- 2 当社は、次の各号のいずれかの事由により加入者への本サービスの提供が不可能となった場合、またはそのおそれが生じた場合、その旨を加入者へ当社所定の方法により通知し、加入者とのBGM サービス契約を終了するものとします。
 - ① 本放送用設備に回復不能の損害が生じたとき
 - ② 本放送用設備の撤去を行うとき
 - ③ その他当社が本サービスを提供することが客観的に不可能となったとき
 - ④ 当社が本サービスを廃止したとき
 - 3 前項の定めに基づき、BGM サービス契約が終了した場合、当社は加入者に対し、前払い利用料を払い戻すものとします。
 - 4 本条第1項または第2項に基づき当社が BGM サービス契約を解除した者が、再び本サービスの提供を希望した場合、その者は、BGM サービス契約を解除された原因を除去した上で、第6条の定めに従い、当社との BGM サービス契約を再度締結することを必要とします。

(チューナーの返却等)

- 第18条 加入者は、BGM サービス契約が解除され、または終了した場合、当社所定の方法により、チューナーを当社に返却するものとします。

(チューナーの滅失・紛失・盗難等)

- 第19条 チューナーの滅失・紛失・盗難等により当社から貸与されたチューナーの返却が不可能となった場合、加入者は直ちにその旨を当社に通知するものとし、別紙料金表に定める手数料を支払うものとします。
- 2 加入者が、前項に定める費用を支払った後にチューナーが返却可能となった場合においても、当社は、既に受領した手数料の払い戻しを行わないものとします。
 - 3 本条第1項にかかわらず、加入者から代品の請求があるときは、当社は加入者

に対し代品を提供し、サービスの提供を継続するものとします。

- 4 前条において当社が定めた期間内にチューナーの返却がなされない場合、本条第1項を準用するものとします。

(債権の譲渡)

第20条 当社は、利用料およびその他加入者に対し当社が保有する債権の全部、または一部を、第三者に譲渡することがあります。

- 2 当社は、前項の規定により債権の譲渡を行う場合、予め当社所定の方法により加入者に対して通知します。

第6章 禁止事項等

(禁止事項等)

第21条 加入者は、本サービスの提供を受けるにあたり、予め当社の書面による承諾を得た場合を除き、次の各号で定める行為を行ってはならないものとします。

- ① 本約款およびBGMサービス契約に規定する方法によらないで、本サービスの提供を不正に受け、または受けようとする行為
- ② チューナーまたは本放送用設備の転貸、譲渡、売却、および質入等の行為
- ③ チューナーを分解し、またはチューナーに変更を加える行為
- ④ BGMサービス契約に定める対象店舗住所からチューナーを移動する行為
- ⑤ 受信可能な本サービス、本コース、またはバンドを不正に変更する行為
- ⑥ 本サービスに係る著作権または著作隣接権その他の権利を侵害する行為、または侵害のおそれのある行為
- ⑦ 本サービスを別途の著作物使用料を支払うことなく、個人的にもしくは家庭内その他これに準ずる限られた範囲内における使用（以下「私的使用」といいます。）、または対象店舗の背景音楽（以下「BGM」といいます。）以外で使用する行為
- ⑧ 法、法令、および公序良俗に違反する行為、またはそのおそれのある行為
- ⑨ 本サービスの運営を妨げるような行為
- ⑩ 他の加入者に障害が生じる、またはそのおそれのある行為

(免責事項)

第22条 当社は、次に掲げる場合については、損害賠償および復旧等の責任を負いません。

- ① 天災、事変、および降雨減衰その他気象に起因する本サービスの障害
- ② 当社の責に帰さない事由により生じた本サービスの停止
- ③ 他の加入者の行為に起因する本サービスの障害
- ④ 逸失利益、当社の予見の有無を問わず発生した特別損害、付随的損害、間接的損害その他の拡大損害
- ⑤ 本サービスの放送番組内容を加入者への事前通告なく変更すること
- ⑥ 台風、地震、落雷などの自然災害に起因する、本放送用設備およびチューナーによる加入者および対象店舗が所有または専用する動産、もしくは不動産に対する損害
- ⑦ 本放送用設備、およびチューナーの設置もしくは保守工事に関して、当該工事から1年を経過した後の施工または作業箇所が発生した不具合による損害
- ⑧ BGMサービス契約終了後の対象店舗の外装、および内装に対する原状回復

第7章 権利関係

(権利の譲渡)

第23条 加入者は、BGMサービス契約上の権利、義務、およびその他BGMサービス契約上の地位の全部もしくは一部について、譲渡、質入、賃貸、並びにその他の処分をすることはできません。

(契約上の地位の承継)

第24条 加入者のBGMサービス契約上の地位は、会社法に基づく事業承継または法定相続等による場合かつ当社が別途その承継を承諾した場合に限り第三者が承継することができるものとします。

- 2 BGMサービス契約上の地位の承継を受けることを希望する者は、速やかに当社が指定する方法により、事業承継の事実、およびその他当社の指定する事項を当社に通知しなければなりません。なお、当社がBGMサービス契約上の地位の承継を承諾しない場合、その地位の承継を希望した者が本サービスの提供を受けるためには、新規の加入申込をする必要があります。

第8章 個人情報の保護

(個人情報の取扱)

第25条 当社は、保有する加入者の個人情報に関し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）および当社が別途定める「個人情報保護方針」および「個人情報の取扱いについて」に基づいて適正に取り扱います。

2. 当社は、当社が別途定める「個人情報保護方針」および「個人情報の取扱いについて」に従うほか、本サービスの加入者の個人情報について以下の目的で利用します。
 - ① 加入者への本サービスの提供
 - ② 加入者の管理
 - ③ 本サービスの運営上必要な事項の連絡
 - ④ チューナー等の梱包、発送業務
 - ⑤ 料金の請求に関する業務
 - ⑥ 加入者からの問合せへの対応業務
 - ⑦ 当社が発行するメールマガジンの配信
 - ⑧ 当社および第三者のサービスなどの広告、宣伝、販売の勧誘（Eメール等）
 - ⑨ キャンペーンや懸賞企画、アンケートなどの本サービスに関する業務
 - ⑩ 新サービスに向けて必要な調査、アンケートやマーケティングの分析
3. 当社は、当社が別途定める「個人情報保護方針」および「個人情報の取扱いについて」に従い個人情報を適切に保護し、(イ) 加入者の同意が得られた場合、(ロ) 法令等により開示が求められた場合、犯罪捜査など法律手続の中で開示を要請された場合または消費者センター、弁護士会等の公的機関から正当な理由に基づき照会を受けた場合、(ハ) 合併、営業譲渡その他の事由による事業の承継の際に必要な開示する場合のほか、次の場合、個人情報を提供することがあります。

第三者に提供する目的	提供する個人情報の項目	提供の手段または方法	当該個人情報の提供を受ける者または提供を受ける者の組織の種類、および属性
料金の決済を	氏名、ユーザー名、	電子データ	カード決済代行業者、

行うため	料金		金融機関
------	----	--	------

4. 当社は、当社が別途定める「個人情報保護方針」および「個人情報の取扱いについて」に従い、本条第1項の利用目的の範囲内で業務の全部または一部を第三者に委託する場合があります。

(本人確認と代理人による請求)

第26条 当社は、個人情報の開示・訂正の請求を受けたときは、請求を行う者が本人または代理人であることの確認を、個人情報取扱規程に定める手続により行います。

(苦情処理)

第27条 当社は、個人情報の取扱いに関する苦情は、適切かつ迅速な処理に努めます。

- 2 前項の苦情処理の手続は、個人情報取扱規程に定めます。

第9章 その他

(反社会的勢力排除に関する表明保証)

第28条 加入申込者は、BGM サービス契約締結時および締結後において、自らが暴力団または暴力団関係企業・団体その他反社会的勢力（以下、総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと、反社会的勢力の支配・影響を受けていないこと、ならびに自らの役員、従業員、および関係者等が反社会的勢力の構成員、またはその関係者ではないことを表明し、保証するものとします。

- 2 加入者が次の各号のいずれかに該当することが合理的に認められた場合、当社はなんら催告することなく BGM サービス契約を解除することができるものとします。

- ① 反社会的勢力に属していること
- ② 反社会的勢力が経営に実質的に関与していること
- ③ 反社会的勢力を利用していること
- ④ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていること
- ⑤ 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること
- ⑥ 自らまたは第三者を利用して関係者に対し、詐術、暴力的行為、または脅迫的言辞を用いたこと

- 3 前項各号のいずれかに該当した加入者は、当社が当該解除により被った損害を賠償する責任を負うものとし、自らに生じた損害の賠償を当社に求めることはできないものとします。

(合意管轄裁判所)

第29条 加入者および当社は、本約款に関して訴訟の必要が生じた場合は、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(著作物の使用料等)

第30条 当社は、加入者が本サービスおよび商業用レコード（著作権法第2条第1項第7号に定める用語の意義に従うものとし、市販されている音楽CD等を含みます。）を対象店舗のBGMとして使用するために、加入者により必要となる著作権等管理事業者（一般社団法人日本音楽著作権協会を含むがそれに限らず、以下「管理事業者」といいます。）に対する手続き、および著作物使用料の支払いを加入者に代わり行うものとし、加入者は当該使用に係り生じる管理事業者に対する著作物使用料

の支払を要しないものとします。

- 2 楽曲の管理および適正な使用に係る目的を有する第三者（管理事業者を含むがそれに限らない）に加入者と締結したBGMサービス契約に係る情報（BGMサービス契約を締結または解約をした事実を含む）を開示することがあり、加入者は、これを予め承諾するものとする。

以上 全30条

別紙 料金表

1. 通則

① 利用料の日割計算

当社は、利用料の日割計算を行いません。加入者は、利用開始日の属する月の翌月1日から本サービスの提供を終了した日の属する月の末日までの利用料を当社に支払うものとしします。

② 消費税および地方消費税の加算

本約款の規定による利用料その他債務の支払いを要するものとされている額は、特段の定めのない限り、料金表に定める額に消費税および地方消費税を加算した額とします。

③ 端数処理

当社は、利用料その他計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合、その端数を切り捨てます。

④ 支払いに係る手数料

振込手数料等の利用料その他債務の支払いに係る手数料は、加入者の負担とします。

2. 本サービスおよび本コース

本サービスには、その種類ごとに下表のとおりコースがあります。また、データ放送は本サービスの種類によって、受信できないものがあります。

本サービス名	本コース名	データ放送	コース内容
SOUND PLANET	標準コース	受信可能	全バンドが受信可能 (EZ-MESSE、EZ-MESSE II チューナーでのご利用を含みます。)
	SD MIX(※1)	受信可能	予め定められた番組が受信可能
	DUAL MIX	受信可能	2のバンドが受信可能
	SMART MIX	受信可能	予め定められた番組が受信可能
	SINGLE MIX	受信可能	1のバンドが受信可能
SOUND PLANET-i	標準コース	受信可能	全バンドが受信可能 (EZ-MESSE II チューナーでのご利用を含みます。)
	SD MIX (※1)	受信可能	予め定められた番組が受信可能
	DUAL MIX	受信可能	2のバンドが受信可能
	SMART MIX	受信可能	予め定められた番組が受信可能
	SINGLE MIX	受信可能	1のバンドが受信可能
USEN440	標準コース	受信不可	全バンドが受信可能 (EZ-MESSE、EZ-MESSE II チューナーでのご利用を含みます。)
	80CH	受信不可	2のバンドが受信可能
	40CH	受信不可	1のバンドが受信可能
上記以外の特殊チューナーによる放送サービス	-	-	特殊チューナーごとで受信できる放送内容が異なります。 (MPX-1 チューナーでのご利用を含みます。)

※ 本サービス名および本コース名等の数字は、受信できる番組の数を表すものではありません。

※1 SD MIX は、当社が別途定める「利用目的限定型業務用音楽放送サービス規約」に従い、本サービスの利用場所、および利用目的等を当該規約に基づき限定した本サービスのコースです。

3. 初期費用および利用料

本サービスにおける初期費用および利用料は、別途加入申込書に定めるものとします。なお、当該初期費用および利用料は、当社から加入者に対して、改定をする1ヶ月前までに当社が通知をすることにより改定できるものとします。

4. 初期費用および利用料の支払方法

本サービスにおける初期費用および利用料の支払方法は、別途加入申込書に定めるものとします。

5. 手数料

加入者は、次の手数料を支払うことにより各種手続きの実施を当社に請求することができます。なお、手数料の支払方法は、別途当社が指定する方法によるものとします。

項目	手数料	単位	内容
契約内容変更手数料	5,000 円	1 回	BGM サービス契約の内容をチューナーの交換をせずに変更する場合にかかる手数料
チューナー交換手数料 ※2	20,000 円	1 回	BGM サービス契約の内容変更等によりチューナーを交換する場合にかかる手数料
一時提供休止手数料	500 円	1 回	本サービスを一時提供休止する時にかかる手数料
承継手数料	1,000 円	1 回	承継により BGM サービス契約を承継する時にかかる手数料
対象店舗内チューナー設置場所移動手数料	実費	1 回	対象店舗住所を変更することなくチューナーの設置場所を移動する時にかかる手数料
チューナー紛失手数料	30,000 円	1 回	第 11 条第 3 項又は第 19 条第 1 項に定める手数料
EZ-MESSE、EZ-MESSE II チューナー紛失手数料	50,000 円	1 回	第 11 条第 3 項又は第 19 条第 1 項に定める場合であって、当該チューナーが EZ-MESSE、EZ-MESSE II チューナーである場合の手数料

※2 EZ-MESSE チューナー、EZ-MESSE II チューナーへの変更によりかかる手数料は、別途加入申込書に定めるものとします。

6. 違約金

加入者は、本約款に定める違反行為または禁止されている行為を行った場合、次の違約金を当社に支払うものとします。なお、違約金の支払方法は、別途当社が指定する方法によるものとします。

項目	違約金	単位	内容
解約違約金	当該 BGM サービス契約に定める有効期間の残期間分の利用料に相当する額	1 回	第 16 条第 1 項の定めにより加入者が解除を行った場合、および第 17 条第 1 項の定めによる当社が解除を行った場合の違約金

7. 特定の本サービスにかかる特約

1) SOUND PLANET-i にかかる特約

SOUND PLANET-i の加入申込者は、自らの費用と責任において次の各号に定める事項を当該BGMサービス契約による本サービス提供期間中、維持するものとします。

①東日本電信電話株式会社（以下、「NTT 東日本」といいます。）が提供するBフレッツ、もしくはフレッツ 光ネクスト、または西日本電信電話株式会社（以下、「NTT 西日本」といいます。）が提供するBフレッツ、フレッツ・光プレミアム、もしくはフレッツ 光ネクスト、光コラボレーション事業者が提供するアクセス回線サービスをチューナー設置場所で利用できる状態とすること

②前号においてNTT 西日本のBフレッツを利用する場合、当該サービスのオプションサービス「フレッツ・v6 アプリ」をチューナー設置場所で利用できる状態とすること

2) EZ-MESSE チューナー及びEZ-MESSE II チューナー（以下「EZ-MESSE」といいます。）ご利用にかかる特約

EZ-MESSE の利用者は、次の各号に定める行為を行ってはならないものとします。

①EZ-MESSE の付属品である、記録媒体カード内の当社が制作した記録物をチューナー以外の装置で使用する

②EZ-MESSE の付属品である、記録媒体カード内の当社が制作した記録物を第三者に転貸、譲渡、売却、質入れ、および複製等すること

③EZ-MESSE の「オリジナル録音」機能を使って、加入者がそれを複製する権利を有さない音源を録音すること

3) MPX-1 チューナー（以下「MPX-1」）ご利用にかかる特約

MPX-1 の利用者は、自らの費用と責任において次に定める事項を本サービス提供期間中、維持するものとします。

各通信事業者が提供する常時1Mbps以上の通信速度を維持できる有線回線によるインターネット接続サービス又は、当社が提供する据置型の業務用無線通信サービス（「USEN♪LTE (M2M)」）をチューナー設置場所で利用できる状態とすること。

以上

附則

1. 実施期日

本約款は、平成28年9月16日から実施します。

以上